

令和4年度

財務諸表・附属明細書・財産目録

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 31 日

公益財団法人 全日本科学技術協会

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	16,816,644	14,414,790	2,401,854
基本財産受取利息	16,816,644	14,414,790	2,401,854
② 受取会費	2,660,000	2,010,000	650,000
賛助会員受取会費	2,660,000	2,010,000	650,000
③ 事業収益	112,929,347	106,135,679	6,793,668
④ 雑収入	1,712,035	599,004	1,113,031
受取利息	785	733	52
投資有価証券運用益	1,711,250	598,271	1,112,979
経常収益計	134,118,026	123,159,473	10,958,553
(2) 経常費用			
① 事業費	116,212,328	111,323,209	4,889,119
役員報酬	2,226,788	2,674,551	△ 447,763
給料手当	43,452,223	37,685,726	5,766,497
旅費交通費	10,118,694	7,667,440	2,451,254
通信運搬費	1,841,240	1,824,272	16,968
消耗品費	500,228	450,295	49,933
印刷製本費	2,490,407	2,086,057	404,350
諸謝金	28,280,284	35,248,266	△ 6,967,982
会議開催費	7,784,710	3,110,820	4,673,890
賃借料	3,211,251	3,343,504	△ 132,253
リース料	2,409,382	2,748,727	△ 339,345
光熱水料費	448,583	446,208	2,375
雑役務費	7,648,689	9,196,096	△ 1,547,407
租税公課	3,688,895	3,211,333	477,562
その他事業費	2,110,954	1,629,914	481,040
② 管理費	6,525,560	5,743,145	782,415
役員報酬	573,212	555,449	17,763
給料手当	2,691,991	2,755,004	△ 63,013
賃借料	826,628	694,375	132,253
リース料	620,215	570,854	49,361
諸謝金	434,126	285,824	148,302
その他管理費	1,379,388	881,639	497,749
経常費用計	122,737,888	117,066,354	5,671,534
評価損益等調整前当期経常増減額	11,380,138	6,093,119	5,287,019
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	11,380,138	6,093,119	5,287,019
(1) 経常外収益			
投資有価証券評価益	2,910,000	4,703,000	△ 1,793,000
投資有価証券受贈益	2,125,000	0	2,125,000
経常外収益計	5,035,000	4,703,000	332,000
(2) 経常外費用			
投資有価証券評価損	170,000	0	170,000
経常外費用計	170,000	0	170,000
当期経常外増減額	4,865,000	4,703,000	162,000
当期一般正味財産増減額	16,245,138	10,796,119	5,449,019
一般正味財産期首残高	69,613,108	58,816,989	10,796,119
一般正味財産期末残高	85,858,246	69,613,108	16,245,138
II 指定正味財産増減の部			
基本財産投資有価証券評価損益	△ 83,385,000	△ 200,000	△ 83,185,000
一般正味財産へ振替	△ 2,125,000	0	△ 2,125,000
当期指定正味財産増減額	△ 85,510,000	△ 200,000	△ 85,310,000
指定正味財産期首残高	615,215,000	615,415,000	△ 200,000
指定正味財産期末残高	529,705,000	615,215,000	△ 85,510,000
III 正味財産期末残高	615,563,246	684,828,108	△ 69,264,862

## 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	60,914,012	16,991,997	43,922,015
未収金	583,000	15,169,778	△ 14,586,778
流動資産合計	61,497,012	32,161,775	29,335,237
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	0	100,000,000	△ 100,000,000
投資有価証券	529,705,000	515,215,000	14,490,000
基本財産合計	529,705,000	615,215,000	△ 85,510,000
(2)特定資産			
地域活性化資産	3,000,000	0	3,000,000
30周年事業資産	3,000,000	0	3,000,000
事務所営繕資産	2,000,000	0	2,000,000
基本財産合計	8,000,000	0	8,000,000
(3)その他固定資産			
什器備品	1,281,535	1,281,535	0
減価償却累計額	△ 1,281,530	△ 1,281,526	△ 4
電話加入権	333,264	333,264	0
保証金	2,533,520	2,533,520	0
投資有価証券	19,338,000	41,598,000	△ 22,260,000
その他固定資産合計	22,204,789	44,464,793	△ 22,260,004
固定資産合計	559,909,789	659,679,793	△ 99,770,004
資産合計	621,406,801	691,841,568	△ 70,434,767
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,735,105	3,476,471	△ 1,741,366
前受金	285,052	413,645	△ 128,593
預り金	1,572,298	1,120,144	452,154
未払消費税等	2,251,100	2,003,200	247,900
流動負債合計	5,843,555	7,013,460	△ 1,169,905
負債合計	5,843,555	7,013,460	△ 1,169,905
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
自治体等出捐金	529,705,000	615,215,000	△ 85,510,000
指定正味財産合計	529,705,000	615,215,000	△ 85,510,000
(うち基本財産への充当額)	(529,705,000)	(615,215,000)	(85,510,000)
(うち特定資産への充当額)	( 0)	( 0)	( 0)
2. 一般正味財産	85,858,246	69,613,108	16,245,138
(うち基本財産への充当額)	( 0)	( 0)	( 0)
(うち特定資産への充当額)	( 8,000,000)	( 0)	( 0)
正味財産合計	615,563,246	684,828,108	△ 69,264,862
負債及び正味財産合計	621,406,801	691,841,568	△ 70,434,767

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	合計
	調査・研究事業	研究会・研修会事業	共通	小計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
① 基本財産運用益			8,408,322	8,408,322	8,408,322	16,816,644
基本財産受取利息			8,408,322	8,408,322	8,408,322	16,816,644
② 受取会費			1,330,000	1,330,000	1,330,000	2,660,000
賛助会員受取会費			1,330,000	1,330,000	1,330,000	2,660,000
③ 事業収益	43,678,064	69,251,283		112,929,347	0	112,929,347
④ 受取負担金		0		0	0	0
⑤ 雑収益	0	0	856,018	856,018	856,017	1,712,035
受取利息			393	393	392	785
投資有価証券運用益			855,625	855,625	855,625	1,711,250
雑収入			0	0	0	0
経常収益計	43,678,064	69,251,283	10,594,340	123,523,687	10,594,339	134,118,026
(2) 経常費用						
① 事業費	51,913,593	64,298,735		116,212,328		116,212,328
役員報酬	987,904	1,238,884		2,226,788		2,226,788
給料手当	21,192,838	22,259,385		43,452,223		43,452,223
旅費交通費	6,131,662	3,987,032		10,118,694		10,118,694
通信運搬費	492,453	1,348,787		1,841,240		1,841,240
ホームページ作成費				0		0
消耗品費	299,500	200,728		500,228		500,228
印刷製本費	351,760	2,138,647		2,490,407		2,490,407
諸謝金	14,807,006	13,473,278		28,280,284		28,280,284
会議開催費	1,575,254	6,209,456		7,784,710		7,784,710
賃借料	1,424,656	1,786,595		3,211,251		3,211,251
リース料	1,068,911	1,340,471		2,409,382		2,409,382
光熱水料費	199,012	249,571		448,583		448,583
雑役務費	656,197	6,992,492		7,648,689		7,648,689
租税公課	1,789,924	1,898,971		3,688,895		3,688,895
その他事業費	936,516	1,174,438		2,110,954		2,110,954
② 管理費					6,525,560	6,525,560
役員報酬					573,212	573,212
給料手当					2,691,991	2,691,991
賃借料					826,628	826,628
リース料					620,215	620,215
諸謝金					434,126	434,126
その他管理費					1,379,388	1,379,388
経常費用計	51,913,593	64,298,735	0	116,212,328	6,525,560	122,737,888
評価損益等調整則 当期経常増減額	△ 8,235,529	4,952,548	10,594,340	7,311,359	4,068,779	11,380,138
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 8,235,529	4,952,548	10,594,340	7,311,359	4,068,779	11,380,138
(1) 経常外収益						
投資有価証券評価益			1,455,000	1,455,000	1,455,000	2,910,000
投資有価証券受贈益			1,062,500	1,062,500	1,062,500	2,125,000
経常外収益計			2,517,500	2,517,500	2,517,500	5,035,000
(2) 経常外費用						
投資有価証券評価損	0	0	85,000	85,000	85,000	170,000
経常外費用計	0	0	85,000	85,000	85,000	170,000
当期経常外増減額	0	0	2,432,500	2,432,500	2,432,500	4,865,000
当期一般正味財産増減額	△ 8,235,529	4,952,548	13,026,840	9,743,859	6,501,279	16,245,138
一般正味財産期首残高						69,613,108
一般正味財産期末残高						85,858,246
II 指定正味財産増減の部						
基本財産投資有価証券評価損益	0	0	△ 41,692,500	△ 41,692,500	△ 41,692,500	△ 83,385,000
基本財産投資有価証券売却損益	0	0	0	0	0	0
一般正味財産へ振替			△ 1,062,500	△ 1,062,500	△ 1,062,500	△ 2,125,000
当期指定正味財産増減額	0	0	△ 41,692,500	△ 41,692,500	△ 41,692,500	△ 85,510,000
指定正味財産期首残高						615,215,000
指定正味財産期末残高						529,705,000
III 正味財産期末残高						615,563,246

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

当法人は公益法人会計基準(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の保有区分は満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券であり、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用している。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

#### (3) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引であり、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。 (単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	100,000,000	0	100,000,000	0
投資有価証券	515,215,000	97,875,000	83,385,000	529,705,000
小 計	615,215,000	97,875,000	183,385,000	529,705,000
特定資産				
地域活性化事業積立資産	0	3,000,000	0	3,000,000
30周年事業積立資産	0	3,000,000	0	3,000,000
事務所営繕積立資産	0	2,000,000	0	2,000,000
小 計	0	8,000,000	0	8,000,000
合 計	615,215,000	105,875,000	183,385,000	537,705,000

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	529,705,000	(529,705,000)	( 0 )	( - )
小 計	529,705,000	(529,705,000)	( 0 )	( - )
特定資産				
地域活性化事業積立資産	3,000,000	( 0 )	(3,000,000)	( - )
30周年事業積立資産	3,000,000	( 0 )	(3,000,000)	( - )
事務所営繕積立資産	2,000,000	( 0 )	(2,000,000)	( - )
小 計	8,000,000	( 0 )	(8,000,000)	( - )
合 計	537,705,000	(529,705,000)	(8,000,000)	( - )

#### 4. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、法人運営の財源の多くを運用益によって賄うため、債券、デリバティブ取引を組み込んだ債券(仕組債)により資産運用する。

当法人が利用するデリバティブ取引は、デリバティブを組み込んだ債券(仕組債)のみである。但し、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針である。

##### (2) 金融商品の内容及びリスク

投資有価証券は、債券、デリバティブ取引を組み込んだ債券(仕組債)であり、発行体の信用リスク、市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク)にさらされている。

##### (3) 金融商品のリスクに係る管理体制

###### ① 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用規程に基づき行う。

###### ② 信用リスクの管理

債券及び仕組債については、発行体の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

## 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記に記載している。

2. 引当金の明細

なし

財 産 目 録  
令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額	
(流動資産)	現金 預金	手元保管 普通預金 三井住友銀行上野支店 三菱UFJ銀行上野中央支店 みずほ銀行上野支店	運転資金として	232,839	
				60,681,173	
	未収入金		運転資金として	59,000,190	
			運転資金として 公益目的事業収入分	1,086,292 594,691 583,000	
流動資産合計				61,497,012	
(固定資産)	基本財産	投資有価証券	オランダ王国水道整備金融公庫 シルフミット シリーズ50224 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー CITIGP GLOBAL FRフロート JPモルガン・ストラクチャード ノムラグローバルファイナンスNO.80751 ビー・エヌビー・ハリハ インシュアランス GGMHI PRDC債 Kai Limited シリーズNo.70436	公益目的保有財産であり、 運用益を公益目的事業及び 管理運営費の財源としている。	529,705,000
					52,220,000
					49,980,000
					95,700,000
					63,730,000
					72,920,000
					53,500,000
					62,760,000
					37,235,000
					41,660,000
					8,000,000
特定資産	地域活性化事業積立資産 30周年事業積立資産 事務所営繕積立資産	定期預金 三井住友銀行上野支店		3,000,000	
		"		3,000,000	
		"		2,000,000	
その他固定資産	什器備品 減価償却累計額 電話加入権 保証金 投資有価証券	机椅子一式他 7回線 事務所保証金 LLOYDS BANK PLC	公益目的保有財産であり、 公益目的事業及び管理運営に 使用している。	22,204,789	
				1,281,535	
				△ 1,281,530	
				333,264	
				2,533,520	
固定資産合計				559,909,789	
資産合計				621,406,801	
(流動負債)	未払金 前受金 預り金		旅費・謝金他 公益目的事業に対する前受分  源泉所得税 源泉税(謝) 社会保険料 住民税	1,735,105	
				285,052	
				1,572,298	
				263,708	
				320,352	
	880,038				
未払消費税等			令和4年度消費税確定分	108,200 2,251,100	
流動負債合計				5,843,555	
負債合計				5,843,555	
正味財産合計				615,563,246	

# 監査報告書

公益財団法人全日本科学技術協会  
理事長 沖村 憲樹 様

令和5年5月23日

公益財団法人全日本科学技術協会

監事 菅谷 行宏



公益財団法人全日本科学技術協会

監事 村田 朋美



私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

### (1) 事業報告及びその附属明細書等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

# 独立監査人の監査報告書

令和5年5月24日

公益財団法人 全日本科学技術協会  
理事長 沖村 憲樹 殿

若林公認会計士事務所

東京都港区

公認会計士

若林和子 

## <財務諸表等監査>

### 監査意見

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて、公益財団法人全日本科学技術協会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年事業年度の貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

### 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 理事者が継続企業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
  - 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## <財産目録に対する意見>

### 財産目録に対する監査意見

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて、公益財団法人全日本科学技術協会の令和5年3月31日現在の令和4年事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

### 財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

### 財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

### 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上